

小国町の障がい者雇用状況について

障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 6 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

障害者雇用率

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	②障がい者である職員の数	③障害者雇用率 ※法定雇用率 2.8%	④不足数
R6.6.1 現在	250人	6.5人	2.89%	0人

(注意)

1 障害者の雇用の促進等に関する法律第 4 2 条の規定による特例認定を受けているため、教育委員会に勤務する職員を合算しています。

2 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障がい者である職員の数を減じて得た数であり、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

3 障がいの種別・区分・種類別の人数及び直近1年間に雇い入れた人数については、人数が一桁と少数であり、特定の者が障がい者であること又はその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。